

別紙 2

第3 指定居宅介護支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

1. 基本方針

- ・ 指定居宅介護支援の事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- ・ 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- ・ 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。
- ・ 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

2. 人員に関する基準

常勤の介護支援専門員を1人以上配置すること（利用者50人又はその端数を増すごとに1人を標準）とし、うち1名を管理者とする。なお、管理者は、他の業務との兼務でも差し支えないものとする。

3. 運営に関する基準

(1) サービスの取扱いに関する基準

① 内容及び手続の説明及び同意

- ・ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族等に対し、運営規程の概要その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得なければならない。
- ・ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が利用者の希望を基本として作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

② 提供拒否の禁止

指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

③ 提供困難時の対応

指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合には、他の居宅介護支援事業者を紹介する等の必要な措置を講じなければならない。

- ④ 受給資格等の確認
- ・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証（資格者証を含む。以下同じ。）によって、被保険者資格、要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめなければならない。
- ⑤ 要介護認定の申請等に係る援助
- ・指定居宅介護支援事業者は被保険者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。
 - ・指定居宅介護支援事業者は、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合には利用者の意思を踏まえて速やかに申請が行われよう利用申込者を援助しなければならない。
 - ・指定居宅介護支援事業者は、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも現在の要介護認定等の有効期間が終了する1か月前にはなされるよう、利用者に対して必要な援助を行わなければならない。
- ⑥ 身分を証する書類の携行
- ・事業者は、介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。
- ⑦ 利用料の徴収
- ・指定居宅介護支援事業者は、同一事業所において、指定居宅介護支援（法第46条第4項（法第58条第4項により準用する場合を含む。）の規定に基づき居宅介護サービス計画費又は居宅支援サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合を除く。）を提供した際に支払を受ける利用料と、法第46条第2項に規定する費用の額との間に、不合理な差異を設けてはならない。
 - ・指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、通常の事業の実施地域を越える場合の交通費の支払いを利用者から受けることができる。
 - ・指定居宅介護支援事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者及びその家族に対し、当該サービスの内容及び利用料の金額に関して説明を行い、その同意を得なければならない。
- ⑧ 保険給付の償還請求のための証明書の交付
- 指定居宅介護支援事業者は、行った指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払いを受けた場合には、当該費用の額等を記載した指定居宅介護支援提供記録書を利用者に対し交付しなければならない。
- ⑨ 利用者に関する市町村への通知
- 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町

村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態等の程度を増進させた認められるとき。
- 二 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

⑩ 指定居宅介護支援の基本取扱方針

- ・ 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。
- ・ 指定居宅介護支援は、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者が理解しやすいように援助を行わなければならない。
- ・ 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

⑪ 指定居宅介護支援の具体的取扱方針

- ・ 指定居宅介護支援の方針は以下に掲げるところによるものとする。

○ 居宅サービス計画の作成の過程

- ・ 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
(サービスの選択に必要な情報の提供)
- ・ 指定居宅介護支援事業者において居宅サービス計画の作成等を担当する介護支援専門員(以下「介護支援専門員」という。)は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平に利用者及びその家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めるものとする。
(課題の把握)
- ・ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けているサービス、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- ・ 介護支援専門員は、前項に定める課題の把握については、利用者の居宅を訪問し利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この際、面接の趣旨を十分に利用者及びその家族に対し説明し、理解を得なければならない。
(居宅サービス計画原案の作成)
- ・ 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された課題に基づき、当該地域における介護給付等対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。

(サービス担当者との連絡調整)

- ・介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づけたサービスの担当者から、会議の召集、照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(居宅サービス計画に対する利用者の同意)

- ・介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、位置づけられたサービスを保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者に対して説明し、文書により同意を得なければならない。

○ サービス実施状況の継続的な把握・評価

- ・介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

○ 介護保険施設等への紹介等

- ・介護支援専門員は、利用者がその居宅においてサービスの提供を受け続けることが困難になったと認める場合及び利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行わなければならない。
- ・介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へ移行できるように、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

○ 医療との連携

- ・介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治医等」という。）の意見を求めなければならない。
- ・介護支援専門員は、居宅サービス計画に、訪問看護、通所リハビリテーションその他の医療サービスを位置づける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治医等の指示がある場合に限り行うものとする。医療サービス以外の介護サービスについて、主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されている場合には、それを尊重して行うものとする。

○ その他居宅サービス計画作成に当たっての配慮事項

- ・介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第27条第8項第2号に掲げる事項に係る認定審査会の意見又は法第37条第1項に基づき指定されたサービスの種類についての記載がある場合には、利用者による趣旨（サービスの指定については変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。

- ・介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更にあたっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、原則として特定の時期に偏ることなく、計画的にサービス利用が行われるようにしなければならない。
- ・介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更にあたっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外にも、市町村の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置づけるよう努めなければならない。

⑫ 法定代理受領サービスに係る報告

指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画上法定代理受領サービスとして位置づけられているサービスに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

⑬ 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付

指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(2) サービスの取扱いに関する基準以外の基準

① 管理者の責務

- ・管理者は事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理及び居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行わなければならない。
- ・管理者は事業所の介護支援専門員その他の従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

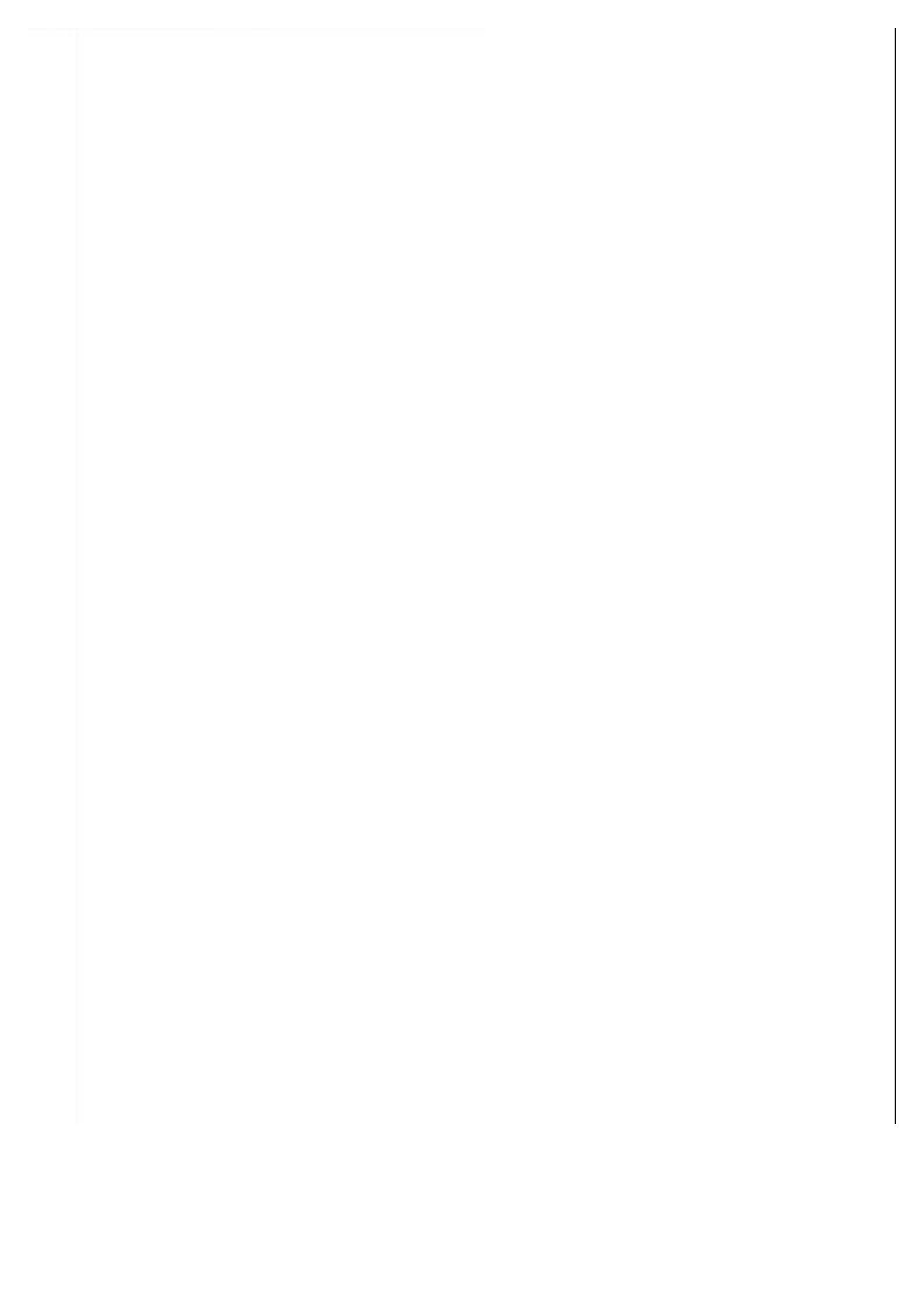
② 運営規程

指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅介護支援の提供方法、内容、利用料及びその他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 その他運営に関する重要事項

③ 勤務体制の確保

- ・指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を



との対償として、当該事業者から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

⑩ 苦情処理

- ・ 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス又はこれに相当するサービス（以下この条において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。
- ・ 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは依頼又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- ・ 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス又はこれに相当するサービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- ・ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

⑪ 損害賠償

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

⑫ 会計の区分

指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

⑬ 記録の整備

- ・ 指定居宅介護支援事業者は、設備、備品、従業者、会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。
- ・ 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画、サービス担当者会議の記録その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備しておくとともに、その完結の日から二年間保存しなければならない。

4. 基準該当サービスに関する基準

1、2、及び3の基準のうち、3（2）⑩のうち国民健康保険団体連合会の苦情処理への対応に係る部分を除いて、適用するものとする。